

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止・収束に向けた 貸館施設の利用条件同意書

利用者の皆さまが健康でかつ安全・安心に橿原文化会館をお使いいただけるよう、以下のチェックリストでのご確認とご対応をお願いいたします。

● 次の条件項目の内容をご確認いただき、□に✓をご記入の上、会館受付へご提出ください。

- 使用の形態に応じた各施設の利用定員を守ること。（裏面参照）
- 施設内でのマスク着用を周知・徹底すること。（未就学児等は一律に着用を求めない。）
- 感染リスクが高まるような演出（声援を求める等）は行わないこと。
大声を出す者がいた場合は個別に注意を行うこと。
- 入館時に手指消毒を行うとともに、休憩時及び活動後等にも手洗い・手指消毒を行うこと。
- 咳エチケット（咳が出るときに肘の内側など手以外で口を塞ぐ等）を徹底すること。
- 参加者全員の健康状態を必要に応じて確認し、以下の(1)及び(2)に該当する者の参加自粛を事前に周知すること。また入室前に参加者全員の検温を実施すること（検温器の貸出可）。
 - (1) 体調を確認し、発熱、咳、喉の痛み等の症状がある方
 - (2) 陽性とされた者との濃厚接触がある方
- 施設利用中は概ね30分に一度、換気を行うこと。利用の前後及び休憩中は必ず窓及び扉の両方を開けること。
- 人と人が触れあわない程度の距離を確保し、利用者同士が正対するようなことがないようにすること。ただし、大声の発生を伴う利用の場合は、十分な人と人の間隔（できるだけ2m、最低1m）を要するものとする。
- 特に入退場時や待合場所等は密集することから、係員を配置して適切な誘導、案内をすること。
- 現金・物品などの取扱時には手指消毒等の感染対策を行うこと。
- フリースペース、エントランスホール、トイレ前及び展示ロビー等のスペースでは、密接とならないよう譲り合って利用すること。
- 施設の利用中に会館職員が巡回する場合がありますので、これを受け入れるとともに、スタッフによる指示や協力要請には従うこと。これに従わない場合や会館の運営上支障があると判断した場合は、利用を中止させていただくことがあります。
- 万一感染者が発生した場合に参加者に周知できるよう、連絡先を把握する等の対策を行うこと。
※ 施設管理者として賠償等の責任は一切負えません。
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、奈良県が施設の使用制限要請を行った場合は、臨時休館等により利用不可となることがあります。
- 上記の項目以外に、業種別に策定された感染拡大防止ガイドラインを遵守すること。

※ あくまでも現時点での内容であり、今後、国の通知等に合わせて利用条件が変更になる場合もありますので、予めご了承ください。

※ 上記利用条件をお守りいただけない場合や会館の指示に従わない場合は、利用を中止させていただく場合があります。

橿原文化会館の利用に当たり、上記内容を理解し、利用することに同意します。

令和 年 月 日

利用者（団体）名	
代表者又は担当者 連絡先	

令和4年11月以降の利用可能な定員
(ただし、国の通知等により変更する場合があります。)

施設名称	大声の発生を伴わない利用	大声の発生を伴う利用(*1)
	定員100%以内	定員50%以内
大ホール	1,278名(*2) (オーケストラピット使用時は1,152名)	639名 (オーケストラピット使用時は576名)
小ホール	288名(*3)	144名
第1～第2会議室	各51名	各20名
音楽練習室	12名(*5)	
展示室	密にならない程度の間隔(最低限人と人が触れあわない程度の間隔)を確保すること。	(※4)

- *1 当館の各施設は構造上、同一施設内で間仕切り等で「大声あり」「大声なし」のエリアを区分して利用する事はできません。
- *2 大ホールは、舞台上から客席最前席の水平距離を2m以上要するため、1,304席から最前席26席を減じた席数を定員上限とする。
- *3 小ホールは、舞台上から客席最前席の水平距離を2m以上要するため、300席から最前席12席を減じた席数を定員上限とする。
- *4 食事を伴うものは、マスクを外すことから、大声の発生を伴うイベントと同様の取扱いとし、定員の50%以下とする(飲食の際には会話を自粛して下さい)。
- *5 音楽練習室は、部屋の定員を定めておらず、また、マスクを外すことを前提としていることから、飛沫感染リスクを抑制するために利用人数を制限する。